## 平成29年6月中に海難審判所で言い渡された26件の裁決がホームページに掲載されました。(8/16)

## 地方海難審判所(全国8か所) 26件

乗揚9, 衝突8, 施設等損傷3, 施設等損傷2, 転覆2, 浸水1, 死傷等1

(関係船舶隻数) 漁船17、プレジャーボート9、貨物船3、遊漁船3、交通船1、引船1

6月中に地方海難審判所で言い渡された裁決26件のうち、1件 [交通船が遊泳者に接触して負傷させた事 件:門司地方海難審判所]の概要をご紹介します。

(中央の海難審判所(東京)で言い渡された裁決はありませんでした。) 公表された裁決書をもとに、当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。 なお,詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu kako/29nen/6mj/mj2906/28mj047.html

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、以下の重大な海難を対象としています。

### 重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重傷となった場合
- 25人以上が死亡又は行方不明となった場合

- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合 5 旅客船,100総以以上の漁船又は300総以以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

### 門司地方海難審判所 裁決書(H29.6)

# 交通船あじろ 遊泳者負傷事件

### く概要>

専ら鹿児島県南さつま市坊泊漁港と周辺の海水浴場の間で内航不定期航路事業に従事する最大とう載人員10名のFRP製交通船(1.6トン・1人乗組)が、海水浴場から戻る旅客8人を乗せ、海水浴場を発進する際、遊泳者2名と接触し、負傷させた。

<発生日時·場所>

平成27年8月11日(火)15時34分少し前

鹿児島県硯石鼻南西方沖合

く負傷>

遊泳者1名:右尺骨神経損傷・右尺骨近位端骨折・右前腕切創

遊泳者1名:右足切創

<受審人>

船長(小型船舶操縦士)←【補佐人(5人)付】

船舶所有者は、船長に対し、網代浜海水浴場からの発進方法について、浜辺の近くで船外機を使って回頭すると遊泳者がいて危険なので、ガイドロープを手繰ってブイ付近まで後進したのち、船外機をチルドダウンし、機関を始動して反転するよう指導していた。

### 《原因》

多数の海水浴客が遊泳する海域を抜けて発進する際, 遊泳者から十分離れた海域までガイドロープを手繰って後進してから回頭しなかったばかりか, 見張り不十分で, 遊泳者を避けなかったこと。

#### 《懲戒》

波打ち際からガイドロープを手繰って右転後進中, 船尾方に遊泳者を見かけなかったことから, 付近に遊泳者はいないと思い, 見張りを十分に行わなかった職務上の過失 →業務停止1箇月

